

守口市役所広告付き庁舎案内表示板設置運用事業 取扱事業者募集要項

1 目的

守口市では、市の新たな財源の確保、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を目的として、守口市庁舎内に広告付き地図案内板（以下、「案内板」という。）を設置します。この案内板の設置及び広告を一括で取り扱う事業について、取扱事業者を公募し選定します。

2 施設の概要

名 称 守口市役所

所 在 地 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

開庁時間 午前9時00分～午後5時30分

休 庁 日 土日祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

参考数値 人口140,707人 74,822世帯（令和8年1月1日現在）

3 募集内容

（1）事業名称

守口市役所広告付き庁舎案内表示板設置運用事業

（2）設置場所

守口市役所1階 総合案内横（別紙1「平面図」参照）

（3）事業内容

別紙2「守口市役所広告付き庁舎案内表示板設置運用事業仕様書」のとおり

（4）施設使用形態

設置事業者は、案内板の使用については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）に基づく使用とします。

（5）事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと判断する場合は、公募条件を変更しないことを前提として1年ごとの申請により5年間を限度に引き続き使用許可を受けることができます。

（6）行政財産目的外使用料及び広告料

①守口市庁舎の使用料に関する条例第2条第1項第3号に基づき、行政財産目的外使用料を納付していただきます。

②行政財産目的外使用料とは別に、広告料を納付していただきます。

広告料の額は、1年につき1,584,000円（税込）以上とし、100円単位で取扱事業者の案によるものとします。

③案内板の製作・設置・維持管理・修繕・移設・撤去等に関する一切の費用（電力使用量計測器設置費を含む）は設置事業者の負担とします。

なお、電気使用料については、設置したメーターの指示値により計測した使用量に本市が電力会社と契約している電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。

4 広告について

掲載する広告については、「守口市広告掲載要綱」を遵守するものとします。

5 応募資格

次の要件をすべて満たす法人又は事業を営んでいる個人に限り応募することができます。

（1）他の地方公共団体で、広告付き地図案内板の設置事業又はこれに類する事業の取り扱い実績があるもの

（2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないもの

（3）国税及び地方税の滞納がないもの

（4）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しないもの

6 応募申込手続き

（1）申込受付期間

令和 8 年 2 月 6 日～令和 8 年 2 月 19 日

（2）申込受付場所

守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号

守口市役所 総務部総務課

（3）申込みに必要な書類（各 1 部）

① 応募申込書（守口市所定様式）

※応募申込書は、封筒に入れ密閉し、割印をして下さい。

② 誓約書（守口市所定様式）

③ 国税及び府税・市税の未納額がないことの証明書の写し（納税証明書）及び市税（法人・個人等の市民税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋））の納税証明書の写し

④ 証明書類（発行日から 3 カ月以内のもの）

【法人の場合】 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、印鑑証明書

【個人の場合】 住民票、印鑑証明書

⑤ 他の地方公共団体での類似事業の実績の分かるもの

⑥ 会社概要（パンフレット等）

（4）申込書提出方法

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に持参または郵送（簡易書留）してください。（電話、ファクシミリ、インターネットによる受付は行いません。）

※郵送の場合は、申込受付期間必着とし、持参の場合は、受付時間を募集期間内の午前9時00分から午後5時30分（土日祝日を除く）とします。

7 質問書の受付期間

（1）質問書受付期間

令和8年2月6日～令和8年2月12日

（2）質問書受付場所

受付期間内に、守口市総務部総務課へメールでご提出ください。（自由様式）

守口市総務部総務課

メールアドレス：kanzai@city.moriguchi.lg.jp

（3）回答方法等

令和8年2月16日付けで守口市ホームページに回答を掲載予定です。

8 設置事業者の決定

（1）提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とします。

（2）広告料について、市が設定する最低価格以上で申し込みのあったもののうち、最高の応募価格をもって有効な価格提案を行った者を設置事業者とする。

（3）最高価格の応募が2者以上ある場合は、くじにより設置事業者を決定します。くじは、守口市が指定した者（価格審査に関係のない本市職員）が引きます。

（4）設置事業者の決定は令和8年2月25日の予定です。守口市ホームページに決定業者名及び個人名を掲載します。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

（1）正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合

（2）設置事業者が応募者の資格を失った場合

（3）期限までに広告料等が納入されなかった場合

10 その他

（1）応募者は、この募集要項、仕様書を熟読してください。

（2）申込みに必要な書類の返却はいたしません。

1 1 募集に関する問い合わせ先

守口市総務部総務課

守口市京阪本通 2 丁目 5 番 5 号

電話 06-6992-1432 (直通)

メールアドレス kanzai@city.moriguchi.lg.jp

公募のスケジュール

応募申込書の受付期間

令和8年2月6日～令和8年2月19日



質問書の受付期間

令和8年2月6日～令和8年2月12日



質問書の回答日

令和8年2月16日



設置事業者の決定

令和8年2月25日



使用許可申請書の提出期限

令和8年3月6日



広告料・行政財産目的外使用料の納付期限

令和8年3月31日



使用許可の開始

令和8年4月1日